一般財団法人 河川技術者教育振興機構　定款

沿革　　設立　　平成２７年２月　６日
　　改正　　平成２９年１月３０日

第１章　総　則

（名称）

第１条　この法人は、一般財団法人河川技術者教育振興機構と称し、英文では The River Engineering Education Council と表示する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

２　この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

（目的）

第３条　この法人は、我が国の河川の総合的な管理により健全な状態を維持するため、第４条に掲げる事業による河川技術の発展を通じ、河川管理やこれに関連する業務に従事する技術者の技術の向上を図り、もって公共の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）河川技術の向上と普及振興

（２）河川技術教育の推進

（３）河川技術に関する検定試験の実施並びに技能度の登録及びその証明書の発行

（４）河川技術に関する講習会、講演会などの開催

（５）河川技術に関する出版物の刊行

（６）河川技術に関する技術者並びに諸団体の連携及び情報交換

（７）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

２　前項の事業は、本邦において行うものとする。

（公告の方法）

第５条　この法人の公告は、電子公告により行う。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第２章　財産及び会計

（設立者の名称及び住所並びに財産の拠出及びその価額）

第６条　設立者の名称及び住所並びにこの法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

（１）設立者

住所　東京都中央区日本橋小伝馬町 11 番９号

公益財団法人　河川財団　　代表理事　関　克己

現金　１５０万円

（２）設立者

住所　東京都中央区日本橋小伝馬町 11 番９号

一般社団法人　河川健康公園機構　代表理事　山本　晃一

現金　１５０万円

（基本財産）

第７条　基本財産は、この法人の事業を行うために不可欠なものとして、次に掲げるものをもって構成する。

（１）前条で設立者から拠出された現金

（２）基本財産とすることを指定して寄付された財産

（３）理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産

２　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、やむを得ない理由によりその一部を処分又は担保しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において、議決に加わることができる評議員の３分の２以上にあたる多数の承認を受けなければならない。

３　基本財産の維持及び処分に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める基本財産等管理規程によるものとする。

（事業年度）

第８条　この法人の事業年度は、毎年２月１日に始まり翌年１月３１日に終わる。

（事業報告及び決算）

第９条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２　前項の承認を受けた書類については、定時評議員会に提出し、同項第１号及び第 ２ 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間、また、従たる事務所に３年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
（１）監査報告

（剰余金の分配）
第１０条　この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第３章　評議員

（定数）
第１１条　この法人に評議員３名以上１０名以内を置く。

（選任及び解任）
第１２条　評議員の選任は、評議員会の決議により行う。
２　評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（任期）
第１３条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
３　評議員は、第１１条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）
第１４条　評議員は、無報酬とする。
２　評議員には、職務の執行に要する費用の支払いをすることができる。

第４章　評議員会

（構成）

第１５条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第１６条　評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）に規定する事項及び次の事項について決議する。

（１）評議員並びに理事及び監事の選任及び解任

（２）評議員並びに理事及び監事の報酬等の支給の基準

（３）計算書類等の承認

（４）定款の変更

（５）残余財産の処分

（６）基本財産の処分、担保の設定又は除外の承認

（７）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１７条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後３箇月以内に１回開催するほか、必要がある場合には臨時に開催する。

（招集）

第１８条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

２　代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

３　評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第１９条　評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員のうちから選出する。

（決議）

第２０条　評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の３分の２以上にあたる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任
（２）定款の変更
（３）基本財産の処分、担保の設定又は除外の承認
（４）その他法令で定められた事項

（議事録）
第２１条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　前項の議事録には、出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名以上が議長とともに記名押印する。

第５章　役　員

（役員）
第２２条　この法人に、次の役員を置く。
（１）理事　３名以上１２名以内
（２）監事　２名以内
２　理事のうち１名を代表理事とする。
３　代表理事以外の理事のうち、１名を業務執行理事とする。

（役員の選任）
第２３条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
２　代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）
第２４条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務の執行を決定する。
２　代表理事は、この法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統轄し、業務執行理事は、代表理事を補佐し、業務を総括する。
３　代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第２５条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
３　監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（役員の任期）

第２６条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

５　理事又は監事は、第２２条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２７条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第２８条　理事及び監事は無報酬とする。但し、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

２　理事及び監事には、職務の執行に要する費用の支払いをすることができる。

（役員の責任の免除）

第２９条　この法人は、一般法人法第１９８条において準用する同法第１１１条第１項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法第１９８条において準用する同法第１１３条第１項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

（参与）

第２９条の２　この法人に、参与を置くことができる。

２　参与は、代表理事が委嘱する。

３　参与は、重要な事項について代表理事の諮問に応ずる。

４　参与の任期及び報酬等は、第２６条第１項及び第２８条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事」とあるのは「参与」と読み替えるものとする。

第６章　理事会

（構成）
第３０条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第３１条　理事会は、次の職務を行う。
（１）この法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
（４）その他法令及びこの定款で定められた事項

（招集）
第３２条　理事会は、代表理事が招集する。但し、法令に別段の定めがある場合を除く。
２　前項本文の場合において、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。

（議長）
第３３条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、業務執行理事がこれに当たる。

（決議）
第３４条　理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、一般法人法第１９７条において準用する同法第９６条の要件を満たしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第３５条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第７章　事務局

（事務局）
第３６条　この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
３　事務局長は理事会の承認を経て代表理事が任免し、その他の職員は代表理事が任免する。
４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を経て別に定める。

第８章　定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第３７条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

２　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第１１条の規定の変更についても適用する。

（解散）

第３８条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第３９条　この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　補則

（その他必要な事項）

第４０条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第１０章　附則

（設立時の評議員）

第４１条　この法人の設立時評議員は、以下のとおりとする。

上村 恭一、小椋 義弘、金子 博、境 道男、田上 澄雄、恒松 浩、福田 昌史、
益倉 克成、三浦 清志

（設立時の役員）

第４２条　この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は以下のとおりとする。

設立時理事　　青山 俊行、河﨑 和明、工藤 建夫、佐久間 満、佐藤 文泰、
知花 武佳、西谷 正司、宮﨑 清博、山田 正、山本 聡、山本 晃一
設立時代表理事　青山 俊行
設立時監事　　中嶋 章雅

（最初の事業年度）

第４３条　この法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から平成２８年１月３１日までとする。

（法令の準拠）

第４４条　本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附則（平成 29 年 1 月 30 日）

（施行期日）

1　この定款の変更は、平成 29 年 1 月 30 日から施行する。